

# みなと みた

2013 6  
No.98

一般社団法人 三田労働基準協会報

## CONTENTS

### 労働行政ニュース ● 2~5

平成 25 年度 東京労働局行政運営方針の概要

平成 25 年度 全国安全週間実施要綱について

平成 25 年度夏季の電力需給対策を受けた事務所・作業場の室内温度等の取り扱いについて／労働保険の年度更新(労働保険料の申告・納付)について／平成 25 年度「賃金構造基本統計調査」にご協力をお願い

東京労働局／三田労働基準監督署

### 労働インフォメーション ● 6~7

(東京労働局 25. 5. 10 発表)

平成 24 年の定期監督等の実施結果—定期監督等を実施した事業場の約 7 割で法違反—  
平成 24 年賃金不払い(申告事件)の処理状況の概要—前年から件数は減るも、対象労働者数・金額は増加—

### ハローワークしながわインフォメーション ● 8~9

最近の雇用失業情勢／若者応援企業宣言／その他のお知らせ

### 協会だより ● 10~16

平成 25 年度「定期総会」開催される

新役員名簿／平成 24 年度正味財産増減計算書(抄)／平成 25 年度収支予算書(抄)

第 10 回 東京産業安全衛生大会～Safe Work Tokyo 2013～のご案内／第 72 回全国産業安全衛生大会のご案内／新入会員のご紹介／講習会のご報告とお知らせ

### 書評 ● 14

『仕事をつくる 私の履歴書』



# 平成25年度 東京労働局行政運営方針の概要



## 1 最重点目標

平成25年度の行政運営においては、3つの最重点目標を掲げ、東京労働局の各施策を効率的・効果的に実施します。

### 最重点目標とその取組

## — 安心・充実の職業生活と活力ある経済社会の実現 —

### 最重点目標

- ◆ 安定した雇用や企業の人材確保を実現するため、ハローワークのマッチング力を強化します。
- ◆ 健康で安心して働ける職場をめざして、労働災害の防止、労働条件の確保改善等に取り組みます。
- ◆ 女性の活躍を推進するとともに、男性も女性も育児等と両立して働き続けられる環境を作ります。

### 最重点目標達成のための取組

- ◆ 安定した雇用や企業の人材確保を実現するため、ハローワークのマッチング力を強化します。

- ・ 求人・求職者ニーズに的確に応えるため、ハローワークのマッチング機能を強化し、積極的な充足支援、就職支援を実施します。
- ・ 新規学校卒業者等の求人確保を図るとともに、学校との連携を強化して学卒ジョブサポーター等による就職支援を実施します。
- ・ 企業の雇用管理の改善を図り、高齢者、障害者及び非正規雇用労働者の雇用を促進します。
- ・ 雇用保険制度の適正な運営を推進するとともに、受給者の早期再就職を支援します。
- ・ 求職者支援制度等の活用により、雇用保険を受給できない方等への職業訓練を通じた能力形成を図り、早期再就職の実現に努めます。
- ・ 改正労働者派遣法の周知徹底を図り、派遣元事業主、派遣先、職業紹介事業者等に対し、法制度の定着促進と的確かつ厳正な指導監督を実施します。

- ◆ 健康で安心して働ける職場をめざして、労働災害の防止、労働条件の確保改善等に取り組みます。

- ・ 労働災害防止対策、メンタルヘルス対策等の推進を図り、労働者の安全と健康の確保に努めます。
- ・ 長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止、賃金不払残業の解消を図ります。
- ・ 賃金不払や解雇等の申告事案に、優先的に監督指導等を実施します。
- ・ 改正された最低賃金の周知・広報と履行確保に努めます。
- ・ 労働に関する相談に的確に対応します。

- ◆ 女性の活躍を推進するとともに、男性も女性も育児等と両立して働き続けられる環境を作ります。

- ・ 配置・昇進の性差別の解消等男女雇用機会均等法の実効性を確保するとともに、企業によるポジティブ・

アクションの取組を促進します。

- ・妊娠・出産、育児休業を理由とした不利益取扱等に係る相談に、的確かつ厳正に対応します。
- ・パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇の確保等を図ります。

## 2 労働基準の分野における重点対策

### (1) 労働者の安全と健康の確保対策

特に災害が多発している小売業、社会福祉施設、飲食店、ビルメンテナンス業等の第三次産業、陸上貨物運送業及び死亡災害が多発している建設業を重点業種として、第1四半期を中心に各種指導等を集中的に実施します。

メンタルヘルス対策の一層の推進を図るほか、化学物質、アスベストによる健康障害防止対策、腰痛、粉じん障害、一酸化炭素中毒、熱中症等の職業性疾病予防対策及び受動喫煙防止対策の推進を図ります。

### (2) 長時間労働の抑制・過重労働による健康障害の防止

労働時間、割増賃金等に係る労働基準法の規定の履行確保を図ります。

長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対し、医師による面接指導等を確実に実施するよう徹底を図ります。

過重労働による業務上の疾病を発生させた事業場、長時間にわたる時間外労働が恒常的に行われ過重労働による健康障害を発生させる恐れのある事業場などに対して指導を強化します。

### (3) 経営環境等の変化に対応した法定労働条件の確保等

申告・相談者が置かれた状況に配慮して懇切・丁寧に対応するとともに、賃金不払や解雇などの申告事案については、優先的に監督指導などを実施します。

企業倒産により賃金の支払を受けられない労働者の速やかな救済を図るため、不正受給にも留意しつつ、未払賃金立替払制度の迅速かつ適正な運用を図ります。

大量整理解雇、大型倒産等の情報の把握に努め、問題が懸念される場合は、迅速かつ適切に当該事業場の監督指導を行い、その際、解雇や雇止め、退職勧奨、出向等について不適切な取扱いが行われることがないよう啓発指導を行います。

### (4) 労働者の雇用・就業形態に対応した労働条件の確保・改善対策

すべての労働者に対する基本的な労働条件の枠組み及びその管理体制を確立し、定着させる対策を推進します。

適正な労働時間管理を徹底し、賃金不払残業を惹起させない監督指導を実施します。

### (5) 適正な労働条件の整備

労働時間等見直しガイドラインの周知・啓発を図ります。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた社会的気運の醸成を図ります。

### (6) 最低賃金制度の適切な運営

東京都最低賃金の適正な改正のため、東京地方最低賃金審議会を円滑に運営します。

改正された東京都最低賃金の周知に努めるとともに、最低賃金の遵守を図ります。

### (7) 労災補償対策の推進

迅速な事務処理を行うとともに、認定基準等に基づいた適正な認定に万全を期します。

相談者に丁寧な説明を行い、請求人には処理状況の連絡を徹底して行います。

労災診療費に係る審査業務体制の充実を図り、的確な審査を実施します。

各監督署から労働局への漏れの無い報告、労働局の組織的管理をもって、労災保険未手続の間の災害又は事業主の故意・重大な過失による災害を原因とした費用徴収に係る事務処理を適切に行います。

## 平成25年度全国安全週間実施要綱について

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で86回目を迎えます。

この間、労働災害を防止するため、事業場では、労使が協調して、労働災害防止対策が展開されてきました。

労働災害による死亡者数は、年々減少してきていましたが、平成21年から大幅な増減を繰り返しております。一方、労働災害による死傷者数は、平成22年から3年連続の増加となり、極めて憂慮すべき事態となっています。特に、産業構造の変化等により、製造業、建設業等の労働災害の占める割合が減少し、小売業、社会福祉施設等の労働災害の占める割合が増加しています。

労働災害を防止するためには、トップから安全衛生の担当者、労働者までの事業場の全員が現場を確認し、機械設備の安全基準や作業手順などの基本的なルールを守ることに加え、事業者から労働者一人ひとりまでの安全に対する意識や危険感受性を高めることにより、労働者の安全を確保し、労働災害ゼロを目指していく必要があります。

平成25年度の全国安全週間は、

**たか** **ひとり** **あんぜんいしき** **ちから** **さいがい**  
**高めよう 一人ひとりの安全意識 みんなの力でゼロ災害**

のスローガンのもとに、展開されます。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場で、労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図るようお願いします。

(1) 期 間 平成25年7月1日から7月7日までとする。

安全週間の実効を上げるため、平成25年6月1日から6月30日までを準備期間とする。

(2) 主唱者 厚生労働省、中央労働災害防止協会 (3) 実施者 各事業場

(4) 実施者の実施事項

安全を最優先する企業文化である安全文化を醸成するため、各事業場では、安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- ① 経営トップは安全について所信を明らかにし、自らが率先して職場の安全パトロール等を行い、安全について従業員への呼びかけを行う。
- ② 今後の安全の進め方について考える職場の集い等を催し、関係者の意志の統一、安全意識の高揚等を図る。
- ③ 作業上の注意喚起の「見える化」等、分かりやすく全員で取り組みやすい安全活動の募集及び発表を行う。
- ④ 安全旗の掲揚、標語等の掲示、安全関係資料の配布等を行う。
- ⑤ 作業を直接指揮する優良な職長等の顕彰等を実施する。
- ⑥ 安全についての作文、写真、標語等の募集及び発表を行う。
- ⑦ 安全に関する視聴覚教材等を活用した講演会等を開催する。
- ⑧ 労働者の家族に対し、安全についての文書の送付、職場見学等を行い、家族の協力を求める。
- ⑨ ホームページ等を活用し、自社の安全活動等について社会に発信する。
- ⑩ 緊急時の措置について必要な訓練を行う。
- ⑪ 「安全の日」等の設定を行う。
- ⑫ その他安全週間及び準備期間にふさわしい行事を行う。

## 平成25年度夏季の電力需給対策を受けた 事務所・作業場の室内温度等の取扱いについて

(平成25年5月20日 基発0520第1号より)

電力需給対策で事業者向けに具体的に提示された「節電メニュー」のうち、事務所の室温、照明及び空調に関する内容と、事務所衛生基準規則の規定との関係等に関して、事業者が講ずべき措置等は、下記のとおり示されましたのでご留意下さい。

## 記

## 1 事務所の室内温度について

事務所の室内温度について、事務所則第5条第3項により、事務所に空気調和設備を設けている場合は、室の温度が28度以下になるよう努めなければならないとされている。また、電力需給対策の3の(1)の①中において、「熱中症等への健康被害に対して、配慮を行う。」と記載されていることを踏まえ、上記対策に基づく電力抑制のため室内温度を引き上げる場合には、まずは、28度を上限とするよう努めること。電力抑制のための事業者の自主的な取組の一つとして室内温度を28度よりも引き上げることも考えられるが、その場合には、職場における熱中症を予防するため、平成21年6月19日付け基発第0619001号「職場における熱中症の予防について」に基づく熱中症予防対策を、当該事業場において講じること。

## 2 事務所その他の屋内作業場の照度について（省略）

## 3 事務所の換気について（省略）

## 労働保険の年度更新（労働保険料の申告・納付）について

## 1. 労働保険の年度更新の時期について

年度更新は6月3日(月)から7月10日(水)までの期間です。

## 2. 保険料率の変更について

今年度は労災保険率・雇用保険率共に変更はありません。

## 3. 申告書の提出及び労働保険料の納付について

申告書の提出及び労働保険料の納付は、なるべく最寄りの金融機関または電子申請・電子納付をご利用ください。(金融機関で申告・納付される場合は、申告書と納付書を切り離さないでください。)

### ※労働保険の電子申請・電子納付

労働保険適用徴収関係の手続きはインターネットにより事業場や自宅のパソコンから行うことができます。

詳細は電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp/>) へアクセス願います。

なお、6月25日(火)から7月10日(水)まで(土・日は除く)の午前9時00分から午後4時までの間、東京労働局の「申告書受理・相談コーナー」において電子申請体験コーナーを併設しております。

## 4. 相談コーナーについて

申告書受理・相談コーナーを下記により設置しますので、ご利用ください。

7月1日(月)～7月10日(水)午前9時30分から午後4時(土・日は除く) 三田労働基準監督署3階会議室

【お問合わせ先】三田労働基準監督署 労災課 電話：03(3452)5472

## 平成25年「賃金構造基本統計調査」にご協力をお願い

毎年、厚生労働省が実施している国の統計法に基づく基幹調査である賃金構造基本統計調査は、主要産業に雇用される労働者の賃金の実態について、雇用形態、就業形態、職種、性、年齢、学歴、勤続年数別等ごとに明らかにすることを目的として行っており、その調査結果は、各企業、団体等における賃金管理をはじめとする労務管理等の貴重な資料として活用されております。

この調査は、「毎年7月1日から7月31日」までの期間に実施することとされており、調査対象となりました事業所には大変お手数をおかけすることになりますが、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

なお、平成24年以前の賃金構造基本統計調査の結果は、

厚生労働省のホームページ ([http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chingin\\_zenkoku.html](http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/chingin_zenkoku.html)) に掲載されています。

【お問合わせ先】賃金統計事務センター (H 25.6.3～25.8.30) 電話：03(6408)5782

東京労働局労働基準部賃金課

電話：03(3512)1614

## 平成24年の定期監督等の実施結果 — 定期監督等を実施した事業場の約7割で法違反 —

東京労働局及び労働基準監督署（支署）においては、経営環境の変化が続く中、すべての労働者が適法な労働条件の下で、安心かつ安全に働くことができる労働環境の実現を目指し、積極的に監督指導を行っている。

このたび、平成24年に管下18労働基準監督署（支署）が実施した定期監督等（注）について取りまとめたところ、以下のような結果となった。

注：定期監督等とは、過去の監督指導結果、各種の情報、労働災害報告等を契機として、労働基準監督官が実施する事業場に対する立入検査のこと。

### <東京労働局における平成24年定期監督等概要>

**1 実施件数 8,964件（対前年比 + 305件 + 3.5%）**

<業種別順位> ①建設業 3,266件（建築工事現場等） ②商業 1,720件（小売店等） ③製造業 1,086件  
建築工事現場については、墜落・転落防止を重点に一齐監督を実施している（平成24年に2回）。

**2 違反事業場数 6,474件（対前年比 + 329件 + 5.4%）**

<違反内容別順位> ①労働時間 2,337件 ②割増賃金 1,749件 ③就業規則 1,303件  
不適切な労働時間管理が行われた結果、割増賃金の未払いが生ずるケースが多く認められる。

**3 違反率 72.2%（対前年比 + 1.2ポイント）**

<業種別順位> ①接客娯楽業 82.1%（飲食店・旅館業等） ②製造業 79.6%  
③運輸交通業 77.9%（道路貨物運送業等）

接客娯楽業は特に小規模事業場が多く、労働基準関係法令の不知に起因する違反が多く認められる。

### 【今後の指導方針】

今後とも、労働条件をめぐる問題点を的確に把握しつつ、効果的な監督指導を実施するとともに、法令違反を繰り返すなど悪質な事業主については、厳正に司法処分に付すこととしている。

## 平成24年賃金不払（申告事件）の処理状況の概要 — 前年から件数は減るも、対象労働者数・金額は増加 —

### <東京労働局における平成24年賃金不払（申告事件）概要>

●不払事案件数	3,322件	（対前年比 △580件 △14.9%）
●対象労働者数	7,418人	（対前年比 +632人 +9.3%）
●対象不払金額	64億2,398万円	（対前年比 +24億1,564万円 +60.3%）

- 平成24年に受理した申告事件のうち賃金不払事案は、件数こそ前年比で減少しているものの、対象労働者数・金額は増加しているため、1件当たり・1人当たりの不払額が増加傾向にある。特に1人当たりの不払額については86万6千円と、過去10年で最も高い水準となっている。
- 業種別（その他事業を除く）では、件数・対象労働者数・金額のいずれにおいても①商業（小売店等）②接客娯楽業（飲食店等）③建設業の順に高い水準となった。
- 平成24年に終了した事案のうち、①労働基準監督署における指導、②未払賃金立替払制度により解決・救済された労働者は4,378人、金額は20億8,112万円である。

- ①によるもの 件数 1,441件、対象労働者 2,110人、金額 8億5,873万円  
 ②によるもの 企業数 335件、対象労働者 2,268人、金額 12億2,239万円  
 4 東京労働局では、重大・悪質な賃金不払事案については、労働基準法違反被疑事件として司法処分に付することとしており、平成24年の賃金不払事案の送検件数は、総送検件数（63件）のうち、24%の11件であった。  
 5 大型賃金不払事案（不払額1,000万円以上または対象労働者50人以上）は、13件であった。

- (注1)「申告」とは、労働者から労働基準監督機関に対して、労働基準関係法令に係る違反事実の通告がなされることをいい、同通告を受けた労働基準監督機関は、事業場への臨検等により違反事実の有無を確認し、違反事実が認められた場合には、事業主にその是正を勧告し、改善させることにより労働者の救済を図ることをいう。  
 (注2) 未払賃金立替払制度は、企業の倒産等のために賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、一定の条件を満たす場合にその未払賃金の一定範囲について事業主に代わって政府が支払う制度。労働基準監督署においては、破産等法律上の手続がとられていない中小企業に係る事実上の倒産について、未払賃金立替払制度の適用手続を行っている。

## 大型賃金不払事案<sup>(※)</sup>13件のうち、労働基準監督署の指導により解決した金額の大きな事案上位4件について

業種	事案概要	対象労働者	解決額
情報処理サービス業	みなし残業時間手当を支給を理由に、時間外・休日・深夜労働の割増賃金が不足しており、労働基準監督署が指導を行った結果、過去約1年間分を遡及して不足分が支払われたもの。	5,659人 (のべ人数)	2億6,373万円
旅館業	出勤・退勤時刻が正確に把握されておらず、時間外・休日・深夜労働の割増賃金が不足しており、労働基準監督署が指導を行った結果、過去約1年間分を遡及して不足分が支払われたもの。	276人	1億9,641万円
その他の事業 (娯楽施設経営)	経営不振を理由に、過去約2年間分の賃金の一部が未払いとなっており、労働基準監督署が指導を行った結果、遡及して不足分が支払われたもの。	74人	1,881万円
教育研究業	時間外労働の割増賃金が不足しており、労働基準監督署が指導を行った結果、過去約2年間分を遡及して不足分が支払われたもの。	18人	1,712万円

## 大型賃金不払事案<sup>(※)</sup>13件のうち、経営不振から倒産となり、労働基準監督署の処理により未払賃金立替払制度による救済が図られたものの中で金額の大きな事案上位3件について

業種	対象労働者	救済額
その他の小売業（スポーツ用品販売）	19人	2,465万円
情報処理サービス業	5人	1,161万円
その他の事業（道路関連施設でのサービス）	11人	1,000万円

※賃金不払額1,000万円以上または対象労働者50人以上の事案を指す。

## 最近の雇用失業情勢

○平成25年3月の雇用失業情勢のポイント（全国）

☆完全失業率（季節調整値）は4.1%と前月より0.2ポイント改善。

☆完全失業者数（原数値）は280万人と、前年同月より27万人の減少。

☆前月と比べ就業者は6,297万人と1万人の減少、雇用者も5,521万人と12万人の減少。（いずれも季節調整値）

雇用者数を主要産業別にみると「医療・福祉」は697万人と前年同月31万人の増加、「製造業」は988万人と前年同月17万人の減少となっている。

☆平成25年3月の新規求人倍率（季節調整値）は1.39倍と前月と0.04ポイント改善。

☆平成25年3月の有効求人倍率（季節調整値）は0.86倍と0.01ポイント改善。

内閣府の月例経済報告（平成25年4月）によると、景気は、一部に弱さが残るものの、このところ持ち直しの動きがみられる。

先行きについては、輸出環境の改善や経済対策、金融政策の効果などを背景に、マインドの改善にも支えられ、次第に景気回復へ向かうことが期待される。ただし、海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、雇用・所得環境の先行き等にも注意が必要である。

雇用情勢は、依然として厳しさが残るものの、このところ改善の動きがみられる。先行きについては、依然として厳しさが残るものの、改善していくことが期待される。ただし、製造業の雇用に調整の動きが残っていることに注意が必要であるとなっている。

項目	新規求人倍率			有効求人倍率			就職者数	求人充足数
	全国	東京	品川	全国	東京	品川		
21年度	0.79	1.02	2.66	0.45	0.60	1.61	139,964	186,500
22年度	0.93	1.19	3.67	0.56	0.69	2.10	147,335	196,787
23年度	1.11	1.46	4.69	0.68	0.88	2.73	149,287	200,921
25年3月	1.39	2.11	8.89	0.86	1.21	4.67	150,775	203,223

注意) 1. 就職者数、求人充足数は都内ハローワーク全体の原数値です。《24年4月～25年3月》  
2. 就職者数、求人充足数及び求人倍率は、学卒を除き、パートタイマーを含んだ数値です。

### ※窓口からの求人・求職状況

都内の求人・求職の動きを見ると、新規求人数（原数値）は103,088人で前年同月比9.4%増と37ヶ月連続で前年同月を上回った。また、月間有効求人数（原数値）は290,667人で前年同月比11.5%増と、35ヶ月連続で前年同月を上回った。

一方、新規求職申込件数（原数値）は51,755人で前年同月比11.6%減と19ヶ月連続で前年同月を下回った。また、月間有効求職者数（原数値）は224,258人で前年同月比7.5%の減と、31ヶ月連続で前年同月を下回った。

就職件数は13,549件で前年同月比3.1%増となった。一般、パート別の状況を見ると、一般は8,296件で前年同月比1.5%増、パートは5,253件で前年同月比5.6%増となった。

東京の企業倒産状況（株東京商工リサーチ調べ）は、倒産件数は、163件（前年同月比37.1%減）。業種別件数では、建設業（32件）、製造業（27件）、卸売業（24件）、サービス業（23件）の順となった。

☆ハローワーク品川の労働市場情報・求人・求職・賃金情報等について提供しております。

ハローワーク品川 産業雇用情報官



若者の採用・育成に積極的な中小・中堅企業の皆さま

## 「若者応援企業宣言」をしませんか？

### 「若者応援企業宣言」事業とは…

一定の労務管理の体制が整備されており、若者（35歳未満）の採用・育成に積極的であり、通常の求人情報よりも詳細な企業情報・採用情報を積極的に公表する企業を「若者応援企業」として、積極的にPR等を行う事業です。

### 「若者応援企業宣言」をすると、こんなメリットが…

- ① 若者が安心して応募でき、職場定着が期待できます
- ② 御社の魅力をアピールできます  
(東京労働局のHPでPRシートの公開、対象求人へのリンクも！)
- ③ 就職面接会などへの参加機会が増加します
- ④ 「若者応援企業」を名乗ることができます

※宣言基準（要件）、手続き等詳細は関連記事（東京労働局ホームページ）をご覧ください。

[http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news\\_topics/event/\\_113811/\\_114566/\\_114567.html](http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/event/_113811/_114566/_114567.html)  
(東京労働局ホームページ)

【お問い合わせ先】 ハローワーク品川 事業所第3部門 学卒コーナー 電話：03(6402)8609 (35#)

### ● 「学卒コーナー」より

平成26年新規学卒（高校・中学）求人申込受付が始まります。  
未来を担う若者の雇用確保のため、是非採用をご検討ください！

申込受付開始： 平成25年6月20日(木) から  
問い合わせ先： ハローワーク品川 7階 学卒コーナー  
電話： 03(3433)8609 (35#)

### ● 「雇用支援コーナー」より

高年齢者及び障害者雇用状況報告について、報告対象の事業主の方には厚生労働省またはハローワークから郵送にて報告用紙を送付させていただいております。6月1日現在の雇用状況を7月16日(火)迄に、管轄のハローワークに①郵送、②窓口持参、③インターネットを利用した電子申請、のいずれかの方法で報告をお願いいたします。

問い合わせ先： ハローワーク品川 3階 雇用支援コーナー  
電話： 03(3433)8609 (34#)

## 平成25年度「定期総会」開催される

5月24日(金)午後4時から東京プリンスホテル2階「サンフラワーホール」において、会員多数の出席のもと平成25年度定期総会が開催されました。山内啓三郎会長のご挨拶の後、24年度の財務諸表及び役員任期満了に伴う改選案が審議、承認されました。また、前年度事業報告・公益目的支出計画、平成25年度の事業計画・収支予算書の報告がなされました(新役員名簿及び財務諸表(抄)は別表のとおり)。

議事終了後、ご来賓の中山篤三田労働基準監督署長様からご挨拶があり、労基署の各分野における相談等の状況や労働基準行政の重点課題、特に今年度から推進する第12次労働災害防止計画のご説明と、会員の皆様のご理解ご協力を頂きたいと要請がありました。

また、総会后懇親会が行われ、永年にわたり理事・副会長を務められた丸山啓様に対し感謝状と記念品が贈られました。

引き続き港区武井雅昭区長様、東京労働局徳力信二賃金課長様、中山署長様、堀口茂俊品川公共職業安定所長様からご祝辞をいただき、東京労働基準協会連合会岩田俊勝専務理事様、建設業労働災害防止協会東京支部港分会高瀬伸利分会長様のご紹介の後、橋場義雄副会長のご発声で賑やかに乾杯が行われました。懇親会は三田労働基準監督署から中尾剛管理次長様、渡邊和子労災次長様、井口真弥子第2方面主任監督官様、寺門健一安全衛生課長様、田中信治労災第2課長様、品川公共職業安定所から高橋信義管理部長様、足立久雄職業相談部長様、森隆之雇用開発部長様のご参加もあり、名刺交換やなごやかな歓談で盛り上がり、青野元治副会長の3本締めで楽しくお開きとなりました。



総会全景



総会役員席



会長挨拶(総会)



中山署長様ご祝辞(懇親会)



武井区長様ご祝辞(懇親会)



懇親会全景



徳力課長様ご祝辞(懇親会)



堀口所長様ご祝辞(懇親会)

写真撮影は東京シップサービス(株)の池田様にご協力いただきました。

## 一般社団法人三田労働基準協会 役員名簿

役員名	氏名	所属事業場名	備考	役員名	氏名	所属事業場名	備考
顧問	富田 渡	渡辺興業(株)	重任	理事	高橋 亨	日本電気(株)	就任
顧問	山田 豊造	山田倉庫(株)	重任	理事	高森 雅人	(株)電通	就任
会長	山内 啓三郎	日本精米製油(株)	重任	理事	谷 正文	(株)精美堂	就任
副会長専務理事	橋場 義雄	橋場(株)	重任	理事	志賀 正康	NECフィールディング(株)	就任
副会長理事	青野 元治	(株)小糸製作所	重任	理事	林 宏至	総合警備保障(株)	就任
副会長理事	京谷 尚樹	東京定温冷蔵(株)	重任	理事	鈴木 孝士	東洋水産(株)	就任
理事	柴本 守人	(株)サンリツ	重任	理事	吉倉 秀樹	(株)安藤・間	就任
理事	小林 文彦	伊藤忠商事(株)	重任	理事	永田 賢了	鹿島建設(株)	就任
理事	山田 真子	山田倉庫(株)	重任	監事	久保田 祐司	(株)田町ビル	重任
理事	菅原 伸五	京浜急行電鉄(株)	就任	監事	橘 新治	芝信用金庫	重任

## 平成24年度正味財産増減計算書《抄》

(平成24年4月1日～平成25年3月31日)

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
【①会費収入】	18,762,500	18,643,000	119,500
【②事業収入】	69,024,529	71,474,336	△2,449,807
【③雑収入】	793,319	1,060,960	△267,641
経常収益計	88,580,348	91,178,296	△2,597,948
(2) 経常費用			
【①事業費】	78,115,008	73,675,446	4,439,562
【②管理費】	4,872,887	4,687,412	185,475
経常費用計	82,987,895	78,362,858	4,625,037
当期経常増減額	5,592,453	12,815,438	△7,222,985
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	99,128	△99,128
当期経常外増減額	0	△99,128	99,128
法人税等	6,023,000	5,782,900	240,100
当期一般正味財産増減額	△430,547	6,933,410	△7,363,957
一般正味財産期首残高	247,401,151	240,467,741	6,933,410
一般正味財産期末残高	246,970,604	247,401,151	△430,547
II 正味財産期末残高	246,970,604	247,401,151	△430,547

## 平成25年度収支予算書《抄》

(平成25年4月1日～平成26年3月31日)

(単位：円)

科目	予算額	前年度予算額	増減
I 一般正味財産増減の部			
1 経常増減の部			
(1) 経常収益			
【①会費収入】	18,280,000	18,680,000	△400,000
【②事業収入】	68,938,000	68,984,500	△46,500
【③雑収入】	752,300	788,000	△35,700
経常収益計	87,970,300	88,452,500	△482,200
(2) 経常費用			
【①事業費】	77,453,000	80,678,700	△3,225,700
【②管理費】	4,961,000	4,992,400	△31,400
経常費用計	82,414,000	85,671,100	△3,257,100
当期経常増減額	5,556,300	2,781,400	2,774,900
2 経常外増減の部			
(1) 経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
法人税等	5,520,000	5,300,000	220,000
当期一般正味財産増減額	36,300	△2,518,600	2,554,900

参加費  
無 料

# 第10回 東京産業 安全衛生大会 Safe Work TOKYO 2013

平成25年  
日時 7月4日(木)

午後1時30分  
午後5時00分

場所 一ツ橋ホール  
東京都千代田区一ツ橋 2-6-2

## 第一部 安全衛生表彰

### 特別講演

「人間工学で迫る行動災害の防止について  
—思いのほか転倒、墜落・転落災害等は重篤です!—」

公益財団法人 労働科学研究所 客員研究員 永田 久雄

### 事例発表 (安全)

「住友重機械グループにおける  
安全衛生の「グループ管理」について」

住友重機械工業株式会社 人事本部 安全衛生担当部長 児玉 猛

### 事例発表 (労働衛生)

「分散する事業場と本社との  
職場復帰支援における連携について」

第一三共株式会社 人事部労政グループ 南谷 典子

第12次労働災害防止計画推進中



主催：東京労働局 各労働基準監督署（支署）  
公益社団法人東京労働基準協会連合会 各地区労働基準協会  
協賛：東京経営者協会 日本労働組合総連合会東京都連合会 建設業労働災害防止協会東京支部 陸上貨物運送事業労働災害防止協会東京都支部会  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会東京支部 林業木材製造業労働災害防止協会東京支部 (一社)日本ボイラ協会東京支部  
(一社)日本クレーン協会東京支部 (公社)ボイラ・クレーン安全協会東京事務所 (公社)建設荷役車両安全技術協会東京都支部 東京産業保健推進センター  
後援：東京都 特別区長会 東京都市長会 東京都町村会

※本大会において、当協会山田豊造顧問（前会長）が安全衛生表彰（功績賞）を受賞されます。

# 2013 in 大阪



第72回

## 全国産業安全衛生大会



**開催期間** 10月30日(水) ⇨ 11月1日(金)

**会場** 総合集会 10月30日 大阪城ホール | 分科会 10月31日、11月1日 大阪国際会議場、大阪アカデミア



Photo by 伊藤博

総合集会 特別講演

「夢かけて走れ」

建築家、東京大学名誉教授  
安藤 忠雄

**同時開催** 緑十字展 2013 in 大阪 ～働く人の安心づくりフェア～ 期間 10月30日(水)～11月1日(金)  
企画展:特別展示～南海トラフ巨大地震に備える～ 安全衛生保護具体験道場 会場 インテックス大阪 5号館

主催:中央労働災害防止協会 協力:(公社)大阪労働基準連合会  
後援:厚生労働省、経済産業省、環境省、警察庁、大阪府、大阪市、ILC駐日事務所、(公社)関西経済連合会、  
大阪商工会議所、東大阪商工会議所、大阪府商工会連合会、大阪府中小企業団体中央会  
協賛:建設業労働災害防止協会、海上貨物運送事業労働災害防止協会、  
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、  
郵政労働災害防止協会

**JISHA 中災防**

お問合せ先 中央労働災害防止協会 教育推進部 企画課  
TEL 03-3452-6402 <http://www.jisha.or.jp/>

書評

安藤 忠雄 著

## 「仕事をつくる 私の履歴書」

(日本経済新聞社発行)

今回の書評では、独学で建築学を学び、文化勲章まで受賞された安藤忠雄氏の「仕事をつくる私の履歴書」を紹介します。

著者は、何故、独学で建築を学んだのか、何故独創的な建築を生み出したのかを中心に紹介しましょう。

### 大工のしごとぶりを見て建築に興味を持つ

「中学校2年生のとき、自宅の長屋を改造し、2階建てに増築した。若い大工が一心不乱に働く姿を見て建築という仕事に興味を持った。大阪の典型的な下町に育ち、ものづくりには、小さいうちから関心があった。

しかし、家庭の経済的理由と何より学力の問題から大学進学をあきらめざるを得なかった私は、独学で建築を学んだ。」と語る。

また、著者は、「中学生の時、自宅を改築時にやってきた大工の、一心不乱に仕事に打ち込んでいた姿を見て、これはおもしろい仕事にちがいないと直感した。何とか建築の仕事ができないか。悩んだ末、祖母に相談した。祖母は、「何があっても絶対にあきらめず、全力で取り組むんやったら好きにしたらええ」とだけ言った。」と振り返る。

著者は、一人娘の母を嫁がせるため生まれる前からの約束で、祖父母の家の養子になったようである。

祖父は、著者が小学校に上がって間もなく他界して、祖母と二人きりの生活になった。

「祖母は、自分が食べたいのも我慢して私に「栄養をつけなあかん」と言って、いろいろたべさせる。子ども心にお金のないつらさを感じたものである。」と当時の生活を振り返る。

ところが、建築家を志していた彼が、高校2年生のとき、プロボクサーとしてデビューした。

著者の弟が、半年早くプロボクサーとなり、弟に少しでも追いつこうと、ジムに通うようになり、練習風景をのぞくうちに、「これならいける」と思ったそうだ。

「なによりけんかして金ももらえる。こんないいことはない。4回戦ボーイのファイトマネーは

4千円だった。当時、新入社員の初任給が1万円前後。1回の試合で4千円は悪くなかった。」と率直に語っている。

ところが、著者が通うジムに当時圧倒的人気のあったファイティング原田が訪ねてきたが、本番さながらの3分間戦って、1分間休憩する練習風景をみて、その回復力のすさまじさに驚き、「プロでのし上がっていくには才能が必要なのだと痛烈に思い知らされた私は、ボクサーの道をすっぱりあきらめた。」と語る。

彼は、「プロボクサーとしてボクシングに励んだのは1年半ぐらいだろうか。しかし、私にとって貴重な体験だった。自らを奮い立たせて極限まで闘う。最後に頼りになるのは自分の力だけである。社会も私にとってはひとつのリングなのである」との教訓を得た。

### 友人が授業で使う教科書を1年で読破

ところで、著者はどのようにして建築学を学んだのであろうか。

著者は、高校時代、既に建築の道を意識していた大学に進みたいと思っていたが、「家庭の経済的事情に加えて学力の問題があり、大学進学はあきらめざるを得なかった。卒業したら私が生活費を稼がなければならぬ。」と述べている。

更に著者は言う。

「働きながら、勉強しよう。私はそう決心したが、何をどう勉強すれば良いのか分からない。大学の建築学科に進んだ友人に頼み、授業で使う専門書を何冊も買った。その教科書を読もう。読んで、読んで読みまくろう。友人たちが4年かけて理解するのに1年で読破しよう。読むだけでは理解できないことも分かりながら、朝起きてから寝るまでひたすら本に向かった。それが最良の方法だったか、今も分からない。それでも意地と気力で1年間やり遂げた。」と語る。

大変な意地と気力である。

「つらかったのは、同じ立場で語り合う友人も、導いてくれる先生もいないことだった。不安と孤独。何とか気を紛らわそうと、また本に熱中した。そして1年時間が過ぎ、今度は建築は勿論、デッサン、グラフィックデザイン、インテリアなど建築におよそ関係のありそうなことは手あたりしだいに通信教育で学んだ。とにかく建築で食べていきたい。必死だった。昼はアルバイト、夜は通信教育の毎日を過ごした。」と当時を回想している。

著者は、このようなバイタリティをもって、世界的建築家に成長していったのである。

(中矢 利昭)

## ～新入会員のご紹介～

前号以降にご入会された会員の皆様です。よろしくお願いたします。

入会日	事業場名	所在地	電話	業種
4月1日	(株)エスユー	港区白金3-23-9	03-3473-8469	電気機械器具製造業・修理
4月1日	BOEジャパン(株)	港区港南2-16-1	03-6890-8372	その他の各種事業
4月1日	丸日産業(株)	港区虎ノ門2-6-10	03-3501-8711	内装仕上工事業
4月28日	ライフデザイン工房	千代田区神田東松下町19	03-3256-7617	社労士事務所
5月13日	松岡冷蔵(株)	港区港南5-3-23	03-3471-6367	冷蔵倉庫業

### 講習会のご報告

4月に実施した講習会からご紹介します。

#### 1 労務管理講習会「人事労務担当者基礎講習」

4月16日(火)産業安全会館大会議室において、社会保険労務士の北岡大介氏(元労働基準監督官)を講師に迎え標記講習会が開催されました。

講師は、テキスト「労働関係法のポイント(全国労働基準関係団体連合会発行)」に沿って、人事・労務担当者として必要なポイントの説明をされました。

続いて、労働者等の定義について説明をした後、講師作成のレジメにより、構内下請けである個人請負と労働者との違いを問う課題を説明し、受講者の理解を深めました。

さらに、労働者を採用した場合に交付する労働条件通知書について、明示しなければならない事項をテキストに基づき説明した後、労働基準法に違反した労働条件が決められている場合(例えば1日9時間労働である場合)明示された労働条件が実際と異なる場合はどうなるかなど人事・労務担当者が直面する課題等についても、順次説明されました。

講習会終了後も会場に残っていただいた講師に、事業場の個別問題について質問する受講者が多くおられました。

#### 2 新入社員等安全衛生教育講習会

4月18日(木)産業安全会館大会議室において、(一社)白崎労務安全メンタルセンター代表理事白崎淳一郎氏を講師に迎え標記講習会が開催されました。本講習会は、当協会が三田労働基準監督署の後援を得て、職場の安全衛生の基本について新入社員に対する安全衛生教育講習会を行っているものです(無料講習会、資料実費)。

三田労基署安全衛生課長による講話「職場の安全衛生」に引き続き、講師から「新しい職場に入って」と題した講義では、「働くこととは・安全の意義・労働者の措置義務・5S・心と体の健康保持増進・セクハラ防止・職場のマナー・企業が求める社会人の基礎力」など多岐にわたるテーマでお話が進められました。新入社員の皆さんは元気かつ熱心に耳を傾けていました。

#### 7・8月の講習会のお知らせ

##### 1 「建設業における人手不足時代の労務安全管理」

7月31日(水) 会場：仏教伝道協会・会議室(当協会近く)

建設産業の再生と発展に向けて労務管理と安全・健康管理全般をわかりやすく解説します。建災防  
港分会と共催です。

## 2 「衛生管理者受験準備講習会（第3回）」

8月21日（水）～23日（金） 会場：三田労働基準協会研修センター

9月21日（土）に実施される東京地区出張特別試験（会場：早稲田大学早稲田キャンパス）直前講習  
です。5月下旬に会員様に送付したご案内後の設定のため本誌面で紹介します。

## 3 平成25年度「港地区健康と安全推進大会」

10月24日（木） 女性就業支援センターにおいて開催予定です。

\*今後の講習会については、三田労働基準協会ホームページ「講習会のご案内」をご参照ください。

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>

★従業員に発病した精神障害が労災になる可能性が・・・

RIC 労災保険シリーズ6

# 精神障害の労災認定のしくみ



労務担当必携の一冊

自分の会社は大丈夫と思っていませんか？職場には「長時間残業」、「セクハラ」、「パワハラ」など精神障害発病の原因が多く潜んでおり、従業員の「うつ病」などが増えています。

- ★従業員の「うつ病」、労災になりますか？徹底学習！！
- ☆企業の社会的責任が問われる時代 メンタルヘルス対策
- ★認定基準を、基本的事項、判例・事例、Q&A でわかりやすく、多数の図表でみやすく解説！！

A4判/116頁/定価1,200円（本体1,143円+税）：送料無料

お問合せ先

公益財団法人 労災保険情報センター 情報普及部 事業普及課

〒112-0004 東京都文京区後楽1-4-25 日教販ビル TEL: 03-5684-5514 FAX: 03-5684-5521

<http://www.rousai-ric.or.jp/>

労災保険情報センター

検索

みなとみた 平成25年6月号 平成25年6月15日発行(年6回発行) 第17巻第4号通巻第98号

[編集発行] 一般社団法人 三田労働基準協会

[編集協力] 労働調査会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル

〒170-0004 東京都豊島区北大塚2-4-5 調査会ビル

TEL 03-3451-0901 FAX 03-3451-7692

TEL 03-3915-6401 FAX 03-3918-0710

URL <http://www.mita-roukikyo.or.jp>